

議案第15号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する

条例

次のとおり義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年12月1日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第13条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。 (教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）別表	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第13条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。 (教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）別表	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第13条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。 (教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）別表	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第13条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。 (教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）別表	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第13条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。 (教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）別表	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第13条第 1 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第 3 条及び第 6 条の規定に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件についての特例並びに教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置を定めるものとする。 (教職調整額の支給等) 第 3 条 義務教育諸学校等の教育職員（職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）別表

第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の<u>100分の10</u>に相当する額の教職調整額を支給する。ただし、<u>当該教育職員が法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者(以下単に「指導改善研修被認定者」という。)である場合はこの限りでない。</u>	第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。第3項及び第6条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額額の<u>100分の4</u>に相当する額の教職調整額を支給する。
2 略	2 略
3 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者及び<u>指導改善研修被認定者</u>を除く。第6条において同じ。)については、給与条令第13条及び第14条の規定は、適用しない。	3 義務教育諸学校等の教育職員(管理職手当を受ける者を除く。第6条において同じ。)については、給与条令第13条及び第14条の規定は、適用しない。
附 則 1・2 略 (<u>教職調整額の計算等の特例</u>)	附 則 1・2 略
3 略	3 略

4略

5次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用

については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の

右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(義務教育等教員特別手当)			(義務教育等教員特別手当)		

第16条の8 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、<u>これら</u>の者が分掌する人事委員会規則で定める校務の種類（次項において「校務類型」という。）に応じて、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,600円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</u> 3～5 略	第16条の8 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円</u>を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に<u>応じて、人事委員会規則で定める。</u> 3～5 略
別表第3 教育職給料表（第3条関係） ア 教育職給料表（1） 略 備考	別表第3 教育職給料表（第3条関係） ア 教育職給料表（1） 略 備考

1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額 の欄の適用については<u>同欄</u>に定める額に<u>11,700円</u>をそれぞれ加算した額とし、<u>職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額</u>の欄の適用については<u>同欄</u>に定める額に<u>4,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「<u>基準給料月額</u>」と、「<u>11,700円</u>をそれぞれ加算した額」とあるのは「<u>8,200円</u>をそれぞれ加算した額」と、「<u>4,000円</u>をそれぞれ加算した額」とあるのは「<u>2,800円</u>を加算した額」と読み替えるものとする。 イ 教育職給料表(2) 略	1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額 の欄の適用については、<u>同欄</u>に定める額に<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「<u>基準給料月額</u>」と、「<u>7,700円</u>をそれぞれ加算した額」とあるのは「<u>5,400円</u>を加算した額」と読み替えるものとする。 イ 教育職給料表(2) 略
--	---

備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額 の欄の適用については、<u>同欄</u>に定める額に<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「<u>基準給料月額</u>」と、「<u>7,500円</u>をそれぞれ加算した額」とあるのは「<u>5,200円</u>を加算した額」と読み替えるものとする。	備考 1 略 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額 の欄の適用については<u>同欄</u>に定める額に<u>11,500円</u>をそれぞれ加算した額とし、<u>職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額</u>の欄の適用については<u>同欄</u>に定める額に<u>4,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。 3 この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「<u>基準給料月額</u>」と、「<u>11,500円</u>をそれぞれ加算した額」とあるのは「<u>8,100円</u>を加算した額」と、「<u>4,000円</u>をそれぞれ加算した額」とあるのは「<u>2,800円</u>を加算した額」と読み替えるものとする。
---	---

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。			
改	正	後	改 正 前
(特殊勤務手当の種類)			(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。			第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1)～(9) 略			(1)～(9) 略
<u>(10) 略</u>			<u>(10) 多学年学級担当手当</u>
<u>(11) 略</u>			<u>(11) 略</u>
<u>(12) 略</u>			<u>(12) 略</u>
<u>(13) 略</u>			<u>(13) 略</u>
<u>(14) 略</u>			<u>(14) 略</u>
<u>(15) 略</u>			<u>(15) 略</u>
<u>(16) 略</u>			<u>(16) 略</u>
<u>(17) 略</u>			<u>(17) 略</u>
<u>(18) 略</u>			<u>(18) 略</u>

<u>(18)</u> 略	
<u>(19)</u> 略	
<u>(20)</u> 略	
<u>(21)</u> 略	
<u>(22)</u> 略	
<u>(23)</u> 略	
<u>(24)</u> 略	
	<u>(多学年学級担当手当)</u>
第12条 削除	第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したと<u>きに支給する。</u> <u>(1)</u> 給与条例第7条の2の規定に基づき管理職手当を受ける者 <u>(2)</u> 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における

	る担当授業時間数（通常の状態の1週間の担当授業時間数をいう。以下この項において同じ。）がその者の担当授業時間数の<u>2分の1に満たない者</u> (3) 2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級における担当授業時間数が<u>12時間に満たない者</u> 2 前項の手当の額は、教諭等が勤務した日1日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導業務350円 (2) 2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導業務290円 (教員特殊業務手当) 第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、
(教員特殊業務手当)	第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、

実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 （1） 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア・イ 略 ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 （2）～（6） 略 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 前項第1号アの業務 業務に従事した日1日につき8,000円 円 （2） 前項第1号イ又はウの業務 業務に従事した日1日につき <u>7,500円</u> （3） 略	実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表（1）又はイ教育職給料表（2）の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。 （1） 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア・イ 略 （2）～（6） 略 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 前項第1号の業務 業務に従事した日1日につき8,000円 （2） 略
--	--

(3) 略 3 略	(4) 略 3 略
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。 (職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 2 この条例の施行の日前に、第3条による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第12条第1項又は第23条第1項第1号イ若しくはウに規定する業務に従事した場合の多学年学級担当手当又は教員特殊業務手当の支給については、なお従前の例による。	